検証報告書

令和 8 年 3 月 23 日

検証委員会

目次

第1　調査の概要 1
1.　本検証報告書の位置付け 1
2.　本件調査対象事項 1
(1)　役職員倫理規程違反の有無 1
(2)　本件講座体験への参加の影響 1
(3)　本件該当記事は事実に即した適切なものか 1
3.　本検証委員会の構成員 1
4.　調査期間 2
5.　調査方法 2
第2　事実認定及び検討 2
1.　調査により認定された事実 2
2.　本件認定事実を踏まえた本件調査対象事項についての検討結果 9
(1)　役職員倫理規程における禁止行為との関係についての検討 9
(2)　本件講座体験への参加の位置付けと共同研究へのつながりについての検討 10
(3)　本件該当記事についての検討 11
第3　結論 19

第1　調査の概要

1.　本検証報告書の位置付け

本検証報告書は、以下に記載するとおり、3の本検証委員会が、国立研究開発法人理化学研究所（理事長五神真）（以下「理研」という。）の依頼を受け、4の調査期間において、5の調査方法により、2の事項（以下「本件調査対象事項」という。）を調査・検討した結果を報告するものである。

2.　本件調査対象事項

(1) 役職員倫理規程違反の有無

理研の理事長である五神真氏（以下「五神理事長」という。）が、2024年9月7日（土）に、国立大学法人東京大学（以下「東京大学」という。）大学院医学系研究科の元特任准教授の吉崎歩氏（以下「吉崎氏」という。）が講座長を務める「臨床カンナビノイド学」社会連携講座の研究室が入る同大学医学部附属病院臨床研究棟A実験室（A北160号室）（以下「本件160号実験室」という。）で、同講座において実施している、「パーソナルカラー・骨格スタイル分析」、「フェイシャルエステ」及び「眉毛スタイリング」、同じく五神理事長の夫人（以下「五神夫人」という。）が、「フェイシャルエステ」、「眉毛スタイリング・まつ毛パーマ」、「パーソナルカラー・骨格スタイル分析」及び「メイク教室」（以下、これらをまとめて「本件講座体験」という。）に、対価の支払いを行うことなく参加したことが、理研の役職員倫理規程において禁止される「禁止行為」に該当し、当該規程違反となるか。

(2) 本件講座体験への参加の影響

五神理事長が、本件講座体験に対価の支払いを行うことなく参加したことが、不正の報酬としての利益となり、吉崎氏、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座、一般社団法人日本化粧品協会（以下「日本化粧品協会」という。）及び東京大学大学院医学系研究科・医学部皮膚科のいずれかの当事者と理研との間での共同研究を行うことにつながったか。

(3) 本件該当記事は事実に即した適切なものか

株式会社文藝春秋が発行する週刊文春（以下「文春」という。）の2026年2月12日発行の2月5日発売号（インターネット版は前日の4日公開）における、『東大エロ接待汚職に新展開！贈賄業者が独占告白「私は東大前総長五神真をエステ接待した」』との見出しから始まる記事内容中の五神理事長及び五神夫人に関して言及されている部分（具体的な内容は第2、2、(3)に記載のとおり。以下「本件該当記事」という。）が事実に即しており適切なものといえるか。

3.　本検証委員会の構成員

上記2の本件調査対象事項についての調査・検討を行うため、外部の弁護士から成る検証委員会（以下「本検証委員会」という。）を2026年2月4日に組成した。本検証委員会の構成員は次のとおりである。

委員長 田中 康郎 弁護士（今川橋法律事務所 パートナー弁護士）・元札幌高等裁判所長官
委　員 樋渡 利秋 弁護士（TMI総合法律事務所 顧問弁護士）・元検事総長
委　員 泉 徳治 弁護士（TMI総合法律事務所 顧問弁護士）・元最高裁判所判事

4. **調査期間**

2026年2月7日から2026年3月23日まで

5. **調査方法**

(1) 五神真理事長及び五神夫人から提出を受けた、吉崎氏との間の電子メール（以下「本件電子メール資料」という。）、本件講座体験の終了直後に撮影された写真のデータ（プロパティ情報）及び関係者名刺並びに本件160号実験室の現場検証時に同室に置かれていた「臨床カンナビノイド学」社会連携講座に係るパンフレット（以下「本件講座パンフレット」という。）及び「本件160号実験室の状況」と題する書面、以上の資料に係る各内容の確認・調査・分析

(2) 一般に公開されている関係者のウェブページの内容の確認・調査・分析

(3) 本件160号実験室の現場検証（五神真理事長及び五神夫人からのヒアリングを含む。）（2026年2月10日午後2時00分～午後3時00分）

(4) 次の各関係者からのヒアリング

2026年2月7日午前9時30分～午後0時30分 於TMI総合法律事務所会議室

・五神理事長

・五神夫人

2026年3月1日午後1時00分～午後4時30分 於TMI総合法律事務所会議室

・吉崎氏

(5) ヒアリング後の電話・電子メール等による五神理事長に対する補足的な質問及び五神理事長からの回答

(6) 理研から提出を受けた、株式会社文藝春秋から理研に対する質問書、当該質問書に対する理研から株式会社文藝春秋に対する回答書、理研作成の共同研究の有無に係る調査報告書及び役職員倫理規程

第2　事実認定及び検討

1. **調査により認定された事実**

本件調査対象事項の個別の検討に入る前に、調査に基づき認められる事実関係（適宜当該事実を認定するに至った分析・検討を含む。以下「本件認定事実」という。）をまとめると、その概要は以下のとおりとなる。

なお、当該認定の根拠は本件認定事実末尾の【】に記載したとおりである。

① 2023年4月1日に、東京大学大学院医学系研究科は、日本化粧品協会及び一般社団法人日本中小企業団体連盟（以下「日本中小企業団体連盟」という。）と連携して、講座長を吉崎氏とする、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座を設置し、本件160号実験室をその研究室とした。

なお、本件講座パンフレットには、協力講座として、「東京大学大学院医学系研究科皮膚科学佐藤伸一教授」が挙げられている。

【調査方法(3)の現場検証、同（1）の本件講座パンフレット、同(4)の吉崎氏からのヒアリング結果】

② 「臨床カンナビノイド学」社会連携講座が設置された後、日本化粧品協会の担当者の引地功一氏（以下「引地氏」という。）は、東京大学医学部附属病院に勤務する女性医師や女性看護師を見

て、素材は良いのに生かしていない、化粧が下手、メイクがうまくなれば皆さんがハッピーになる、などと話していた。当時看護師の離職率が問題となっていたところ、東京大学大学院医学系研究科（元）教授の佐藤伸一氏（以下「佐藤氏」という。）が、離職の抑制にもなるのではないかと考え、本件講座体験は、当初は東京大学医学部附属病院に勤務する女性医師や女性看護師向けの福利厚生サービスとの位置付けで開始された。

なお、本件160号実験室の手前部分のスペースに係る美容室に似せた改装は、引地氏が望む仕様にて、日本化粧品協会の費用負担において、2023年7月ころまでに行われた。しかし、東京大学に対して、本件講座体験を福利厚生サービスとして提供することについて許可を得ることを試みたものの、許可は得られなかった。

【調査方法(4)の吉崎氏からのヒアリング結果】

③ そのような中、吉崎氏は、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座の講座長となった以上は、当該講座を盛り上げていかなければならないとも考えており、美容がもたらす生活の質改善といったテーマを、ゆくゆくは正式に研究テーマとし、論文にしようと計画した。しかしながら、正式に研究とするためには、倫理委員会を通すことが必要であり、時間がかかるため、まずは本件講座体験を先行して試験的に行うこととした。本件講座体験については、東京大学医学部附属病院に勤務する女性医師や女性看護師に体験してもらったほか、佐藤氏や吉崎氏も体験した。本件講座体験においては、東京大学所有の肌診断機ネオヴォワールも使用され、体験者に対するアンケート調査も行われていた。

なお、本件当該記事の「東大とヤーマンの共同研究」との見出しに関して、本件講座体験とヤーマン株式会社とは何ら関係がないことが認められる。

【調査方法(4)の吉崎氏からのヒアリング結果】

④ 吉崎氏は、五神夫人の実母の皮膚科担当医であり、五神夫人も実母の付き添いで同席することもあり、よく知っていた。医師としての吉崎氏は親しみやすく、丁寧な対応であり、五神夫人の実母及び五神夫人は吉崎氏のことを信頼していた。

【調査方法(4)の五神夫人からのヒアリング結果及び吉崎氏からのヒアリング結果】

⑤ 2024年6月下旬、五神夫人は、路上で偶然に吉崎氏と会い、その後、同年同月28日に、吉崎氏から、電子メール（以下「吉崎氏6月28日付けメール」という。）により、本件講座体験に関する勧誘の連絡を受けた。

なお、五神夫人が吉崎氏と偶然遭遇したことについては、当該電子メール中の吉崎氏の「先日は道すがら、お見苦しい格好をお見せしてしまい、大変失礼いたしました。」との記載や吉崎氏に対するヒアリングにおいて、道端で「ばったりお会いした」旨述べていたことからも明らかである。

【本件電子メール資料、調査方法(4)の吉崎氏からのヒアリング結果】

⑥ 吉崎氏としては、五神理事長に、本件講座体験に参加してもらい、吉崎氏の研究内容を理解してもらえれば、研究に向けてのアイディアや指導をもらえたり、理学部等の知り合いの研究者を紹介してもらえるかもしれないと考えていた。

【調査方法(4)の吉崎氏からのヒアリング結果】

⑦ 本件講座体験は、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座の当事者である日本化粧品協会がその運営を担当していたため、五神理事長及び五神夫人に本件講座体験に参加してもらうことについて

も、引地氏の了解が必須であり、吉崎氏は、引地氏対して事前に電子メールで了承を求めていた。

⑧ 五神理事長は、元東京大学総長であることから、研究に関する制度・仕組みについてはよく知っており、ここでいう「講座」とは、東京大学における教育・研究活動の一形態を意味するものであって、営利目的の事業などとは全く異なるものであるとの認識であった。また、五神夫人も、五神理事長を通じて「講座」とは、東京大学における教育・研究活動の一形態であることを知っており、五神理事長と同様に、営利目的の事業などとは全く異なるとの認識であった。

もっとも、五神理事長及び五神夫人のいずれも、吉崎氏が言及する「講座」について、事前には、本件講座体験が「臨床カンナビノイド学」社会連携講座の一環の活動であることを認識していなかった。

【調査方法(4)の五神理事長及び五神夫人からのヒアリング結果】

⑨ 五神夫人は、吉崎氏6月28日付けメールにより、吉崎氏から、本件講座体験について、「一度に二人までご対応させて頂くことが可能ですので、妹様、あるいは気が向かれれば、五神先生もご一緒にいらっしゃって頂けますと幸いです。」との勧誘を受けた。吉崎氏は、同メールにおいて「(五神先生にはメイク教室は省略させて頂こうと思っております。)」と記載しており、「メイク教室」の受講については当初からパッケージで提案がなされたものであり、五神夫人が追加を依頼したものではない。また、本件講座体験のメニューは体験する人によって変えるということはなく、体験者が五神理事長及び五神夫人であるからといって特別なメニューが提供されているものではない。

【本件電子メール資料、調査方法(4)の吉崎氏からのヒアリング結果】

⑩ 五神夫人は、吉崎氏を信頼していたこと、また、「講座」については上記のとおり営利目的の事業などとは全く異なるとの認識であり、東京大学における教育・研究活動であれば、教育・研究活動に精通している五神理事長に吉崎氏の研究活動を視察してもらった方が適切であると考えたことなどから、2024年6月28日頃から30日頃までの間のいずれかの日に、五神理事長に、本件講座体験への同行を依頼した。

【本件電子メール資料、調査方法(4)の五神理事長及び五神夫人からのヒアリング結果】

⑪ 五神理事長は、東京大学総長時代に、ベトナム代表団が吉崎氏の進めていたベトナムの患者向けのリモート医療に関する研究プログラムに関して東京大学を訪問した際に、吉崎氏と挨拶を交わすなどしたことがあり、吉崎氏は医師としてとても評判のよい、研究熱心な人物であるとの認識であった。また、五神理事長は、2023年6月の日本皮膚科学会総会で基調講演を行った際にも、吉崎氏に会っており、医師や研究者として評価していたこともあって、吉崎氏が、新しい皮膚のケアの研究を行っているということであれば、同氏のような若手・中堅の研究者をエンカレッジするためにも訪問して激励しようと考えた。そこで、五神理事長は吉崎氏からの勧誘に応じることにし、2024年6月28日ころから30日頃までのいずれかの日に、その旨を五神夫人に伝えている。

【調査方法(4)の五神理事長及び五神夫人からのヒアリング結果】

⑫ 五神夫人は、吉崎氏6月28日付けメールにより、吉崎氏から「つきましては、8月・9月で、土日祝日関わらず、9：００15：００の間で3日程ほど候補日を頂くことは可能でしょうか？」との依頼を受けていたため、電子メールにより三つの候補日の連絡をするなどし、その後の双方の電子メールでのやりとりを経て、本件講座体験の日程が2024年9月7日（土）の午前9時から

と決まった。

【本件電子メール資料】

⑬ 五神夫人は、本件講座体験が「講座」の一環として行われるものであったとしても何らかの実費がかかる可能性もあると考え、実施予定日の前日の朝の同年9月6日付け電子メール（以下「9月6日付け五神夫人メール」という。）にて、吉崎氏に対し、「体験講座の参加費用はどのようにお支払いすればよろしいでしょうか。」と尋ね、併せて、吉崎氏が五神理事長に気を使って言い出せない可能性にも配慮するとともに、費用が掛かるのであれば事務担当者との間でやりとりをすることを想定し、「ご担当の方のご連絡先をご教示頂ければ、直接お伺いしたく存じます。」とも伝えている。

しかし、吉崎氏は、9月6日付け五神夫人メールに対し、その五分後の電子メールで「体験講座は私達の社会貢献の一環として実施しておりまして、費用は頂いておりません。」と返信した。吉崎氏が当該電子メールで記載した「社会貢献」とは、「大学内においては福利厚生、社会においては人の健康寿命、はりあいのある人生、ということに資するため」との趣旨であって、代金をもらわないことの社交辞令として「社会貢献」という言葉を使用したものではなく、同氏には本件講座体験への勧誘が「接待」であるとの認識は全くなかった。

【本件電子メール資料、調査方法(4)の五神理事長及び五神夫人からのヒアリング結果、調査方法(4)の吉崎氏からのヒアリング結果】

⑭ 五神理事長及び五神夫人のいずれも、本件講座体験について、贈賄容疑で書類送検されている、引地氏又は日本化粧品協会が費用を直接負担しているという説明は受けていない。

また、五神理事長としては、「講座」という名称に加え、フェイシャルエステやカラーコーディネーターとして東京大学外の者が関与しているということであれば、本件講座体験が何らかの社会連携講座の一環として行われるものであり、本件講座体験を含め、当該講座を運営する費用も全て込みで組成されているものであって、仮に費用が発生するとしても、東京大学が当該社会連携講座の予算として管理する金員を使って東京大学から支払われるものであると認識していた。

【本件電子メール資料、調査方法(4)の五神理事長及び五神夫人からのヒアリング結果】

⑮ 「臨床カンナビノイド学」社会連携講座は、東京大学が、「東京大学社会連携講座等に関する規則」に基づき、日本化粧品協会及び日本中小企業団体連盟と連携して設置したものであり、設置主体はあくまでも東京大学である。そして、本件講座体験は、東京大学が設置した社会連携講座である「臨床カンナビノイド学」社会連携講座の活動の一部として行われている以上、営利行為ではあり得ず、料金を徴収するような性質のものではない。

【調査方法(2)のウェブページ（東京大学社会連携講座等に関する規則及び社会連携講座等設置契約書兼共同研究契約書ひな型）、同(4)の吉崎氏からのヒアリング結果】

⑯ 社会連携講座の経費の取扱いについては、東京大学が制定する「東京大学社会連携講座等に関する規則」[1]において定められ、関連資料は検証時において東京大学のウェブページ（https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/research/orgs-projects/d04_07.html）にとりまとめられている。これによると、社会連携講座を設置する連携機関（本件では日本化粧品協会及び日本中小企業団体連盟）は、「社会連携講座等教員の人件費、謝金、旅費、消耗品費及び光熱水料等の社会連携講座等における教育研究に必要な経費（以下「基礎的経費」という。）を負担するものとする。」（東京大学社会連携講座等に関する規則第12条第2項）とされている。

[1] https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400092328.pdf

また、「社会連携講座等設置契約書兼共同研究契約書ひな型」（以下「本件契約書ひな型」という。）の「表記契約項目表」11、第11条、第12条の記載からすると、共同して研究を実施しようとする民間等外部の機関は、原則として年度ごとにとりまとめて、活動経費の金額を東京大学に納付することが想定されている。

さらに、当該活動経費の経理は東京大学が行うこととされていることからすれば（本件契約書ひな型第13条）、仮に社会連携講座における費用の精算が必要な場合には、社会連携講座の活動経費の範囲内において、（活動経費を負担する民間等外部の機関ではなく）東京大学が調達先業者等への支払いを行う等して精算を行うことになる。

【調査方法(2)のウェブページ（東京大学社会連携講座等に関する規則及び社会連携講座等設置契約書兼共同研究契約書ひな型）】

⑰ 東京大学社会連携講座等に関する規則に基づく経費取扱いを行うと、本件契約書ひな型第11条に基づき、いわゆる間接経費にあたる「研究支援経費」を東京大学（の本部）に支払わなければならなくなる[2]。そのため、規則に反する本来想定されていない処理ではあるが、当該「研究支援経費」としての支払いを回避し、より多くの金額を自分達の自由な裁量に基づいて利用できるようにするために、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座において生じた経費のうち吉崎氏などの人件費以外の経費は、日本化粧品協会が東京大学を通さずに直接負担することも多かった。例えば、本件160号実験室内の椅子や化粧台、研究のための試薬や備品などは日本化粧品協会が購入し、自身の備品として持ち込んだりすることがなされており、本件講座体験の経費についても同様に、日本化粧品協会が直接負担していた。もっとも、吉崎氏は、引地氏から、本件講座体験は、日本化粧品協会の関係者が担当するものであり、費用が掛かるとしても、当該担当者の交通費程度のものであるとの説明を受けていた。吉崎氏としては、当該担当者は3人であらかじめ決まっていたこともあり、交通費程度であれば、本件講座体験1回あたり多くても5,000円程度の費用であると認識していた。

【調査方法(4)の吉崎氏からのヒアリング結果】

⑱ 五神理事長及び五神夫人は、2024年9月7日（土）に、吉崎氏と落ち合った後、午前9時頃から3時間程度にわたり（本件講座体験の終了直後に研究棟の外でスマートフォンにより撮影された写真のデータに係る撮影時刻に依拠した判断）、本件講座体験に参加していたが、その間の状況は吉崎氏との間のやり取りを含めて以下のようなものであった。

・吉崎氏は、五神理事長及び五神夫人に対し、自己の研究に関し、大麻由来の成分を使う研究であることや、法規制の緩和があったことにより自然由来の成分を使うことができていることなどについて、本件講座パンフレットを使いつつ説明を行った。その際、五神理事長は、法規制の緩和があるとはいえ、大麻は規制対象植物であり、管理についての困難性があるのではないかとの点や、その一方で、東大病院内における応用、すなわち、患者のケアとしてフェイシャルエステ等を活用することなども考えられるのではないかといった点などについてもコメントした。その上で、五神理事長は、本件講座体験の趣旨としては、患者のQOL（生活の質）の改善のために意味がある活動、研究ではないかとの理解を示した。吉崎氏からの説明は30分程度であり、同氏は冒頭に自己の研究の説明を行った後に席を外した。

[2] もっとも、当該「研究支援経費」は、公共財である東京大学の施設や教員を活用する場合に必須のものであると解される。

・五神夫人は、吉崎氏から案内のあった「フェイシャルエステ、眉毛スタイリング・まつ毛パーマ、パーソナルカラー・骨格スタイル分析及びメイク教室」を体験し、五神理事長は、その内まつ毛パーマ及びメイク教室を除くものを体験した。

・本件講座体験において、眉毛スタイリング及びフェイシャルエステを担当したのは、A という女性（以下「A 氏」という。）であり、パーソナルカラー診断を行ったのは、B という女性（以下「B 氏」という。）であった。B 氏は、「東京大学大学院医学系研究科・医学部皮膚科学臨床カンナビノイド学社会連携講座　研究補助員」との肩書の名刺を持っていた。

この点、A 氏も B 氏も、本件契約書ひな型第 7 条に定める「研究協力者」として位置付けられるものであり、東京大学との間で締結された社会連携講座に係る契約書の内容を遵守しなければならない立場にあった。

なお、本件講座体験のいずれかの時点において、引地氏が本件 160 号実験室に所在していたかどうかは不明であるものの、少なくとも吉崎氏の説明が終了するまでに引地氏が現れることはなかった。いずれにせよ、五神理事長及び五神夫人は、本件講座体験との関係において、引地氏を吉崎氏から紹介されておらず、また、本件講座体験への参加の前後を問わず同氏とは直接の関係もない。

【調査方法(4)の五神理事長及び五神夫人からのヒアリング結果、同 (1)の本件講座体験への参加後に撮影された写真のデータ（プロパティ情報）及び同(2)のウェブページ（社会連携講座等設置契約書兼共同研究契約書ひな型)】

⑲ 本件 160 号実験室の手前部分は美容室のような体験スペースにしつらえてあるものの、奥側は実験室（実験道具、資料、段ボールなどが無造作に置かれており、薬剤などの保管庫なども置かれている状況）で、体験スペースと奥側の実験室とはガラスの仕切りで隔てられており、実験室と体験スペースとの間に別途出入り口が設置されている。体験スペースからは奥側の実験室が丸見えの状態であって、本件 160 号実験室は特段華美なものとは認められない。

なお、五神理事長及び五神夫人が本件講座体験に参加している最中、奥側の実験室から体験スペースを通って本件 160 号実験室の外に研究員が出入りしている状況であった。

【調査方法(3)の現場検証時に撮影された本件 160 号実験室の写真、同(3)の現場検証（五神理事長及び五神夫人からのヒアリングの結果を含む。)】

⑳ 本件講座体験への参加後、五神夫人から吉崎氏に対して電子メールで本件講座体験への参加についてのお礼が伝えられ、吉崎氏からは五神夫人に対して電子メールによる返信があった。その後、五神理事長から吉崎氏に対し、本件講座体験及び本件講座パンフレットの内容を受けての吉崎氏の研究に関する感想のほか、「理化学研究所にも、創薬の開発やそのための基礎研究に関わる施設や研究者がおりますので、何かご協力できることがあればご連絡ください。」との内容が記載された 2024 年 9 月 7 日付け電子メール（以下「五神理事長 9 月 7 日付メール」という。）が送付された。

五神理事長の電子メールを受けて、吉崎氏は、五神理事長に対して、本件講座体験への来訪のお礼、自己の研究環境状況についての説明及び今後の自己の研究への指導を請う内容の同年 9 月 8 日付け電子メール（以下「吉崎氏 9 月 8 日付メール」という。）を送付した。しかしながら、本件講座体験実施日以降、五神理事長は、吉崎氏から、吉崎氏の研究に関する協力の要請その他の連絡を受けておらず、吉崎氏としても五神理事長に対してそのような要請その他の連絡を行っていない。

【調査方法(1)の本件電子メール資料、同(4)の五神理事長及び五神夫人からのヒアリング結果、同(4)の吉崎氏からのヒアリング結果】

㉑ 吉崎氏は、引地氏に対して、本件該当記事中に記載されている、「五神先生と奥様より御礼のメールを頂きました。お2人とも喜んでおられましたし、理化学研究所との新たな共同研究も進められそうです」との電子メールを送付したことが認められる。

しかし、この電子メールを引地氏に送付した理由に関しては、以下の事実が認められる。

・五神理事長9月7日付けメールにおいて、「臨床カンナビノイド学のパンフレットも興味深く拝読させて頂きました。大麻草からとる物質の薬効は、基礎応用両面で重要な研究だと感じました。理化学研究所にも、創薬の開発やそのための基礎研究にかかわる施設や研究者がおりますので、何かご協力できることがあればご連絡ください。」との返事をもらったことから、これを引地氏に対して報告するために記載されたものであること。

・吉崎氏は、メールを送る直前の8月30日に、引地氏が佐藤氏から、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座において担当するはずの業務を進めていなかったとして、通常使用されないような激しい言葉も使われながら厳しく叱責されていたことを知っていたため、引地氏を慰める意図もあって実際の状況よりも踏み込んだ表現のメールを送ることになってしまったこと。

【調査方法(1)の本件電子メール資料、同(4)の吉崎氏からのヒアリング結果】

㉒ 五神理事長9月7日付けメール中で言及されていたのは、創薬の開発などにつながる研究についてのものであったものの、吉崎氏はその分野についてはいまだ正式な研究として緒についてすらいなかった。そのため、当然のことながら、本件講座体験の内容は研究として確立した知見に基づくものでもなかった。また、吉崎氏が研究を進めるためには論文を書かなければならず、大学の研究に関わる論文として執筆するにはまずは倫理委員会の承認を得なければならない状況であった。さらに、吉崎氏が研究を進めるためにはまずはこのようなプロセスが必要であったため、吉崎氏が計画する研究を具体的な成果に結び付けるにはまだまだ長い道のりが必要であり、吉崎氏としては、五神理事長に対して、本件講座体験に参加してもらうことについて、何らかの見返りを求めていたわけではなかった。

【調査方法(1)の本件電子メール資料、同(4)の吉崎氏からのヒアリング結果】

㉓ 本件講座体験実施日時点又はそれ以降において、理研は、吉崎氏、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座、日本化粧品協会及び東京大学大学院医学系研究科・医学部皮膚科のいずれの当事者との間においても、共同研究契約を締結していない。

また、当該実施日時点又はそれ以降に投稿された、吉崎氏が共著者とされている理研所属の研究者との論文は存在するものの、東京大学大学院医学系研究科・医学部皮膚科から研究用の臨床検体の提供があったことから、吉崎氏が共著者となっているものに過ぎない。

ちなみに、本件講座体験実施日より前の2024年1月に、理研が東京大学、社会保険中京病院、日本医科大学をはじめとする多数の研究機関との研究成果発表を行った際、共同研究グループとして発表した数多くのメンバーの中に、吉崎氏が含まれていたものの[3]、その後個別の共同研究がなされている事実は認められない。

したがって、当該実施日時点又はそれ以降、理研と吉崎氏との間で、共同研究がなされた事実も認められない。

【調査方法(6)の理研作成の調査報告書】

[3] https://www.riken.jp/press/2024/20240131_2/index.html

㉔　理研は、本件講座体験実施日時点において、役職員倫理規程を定めていたことが認められる。
【調査方法(6)の役職員倫理規程】

㉕　2026年2月2日付けで理研宛てに送付された、回答期限を翌日3日（火曜日）正午を目途とする株式会社文藝春秋からの質問書（以下「文藝春秋質問書」という。）に対し、理研は、当該期限内に、書面（以下「理研回答書」という。）により「2024年9月7日土曜日に五神及びその配偶者（以下、五神夫人）の２名が東京大学病院を訪れたことは事実です。吉崎歩氏と五神夫人とは、東大病院における過去の治療の関係で面識があり、「講座体験」について五神夫人にメールで誘いがあったという経緯になります。五神は「講座体験」が東大病院における研究活動に関する紹介と認識し、訪問したものです。その際、施術体験の一環として、実施内容のデモンストレーションを一回、受けたとの認識です。」と回答した。
【調査方法(6)の株式会社文藝春秋から理研に対する質問書、当該質問書に対する理研から株式会社文藝春秋に対する回答書】

2. 本件認定事実を踏まえた本件調査対象事項についての検討結果

本件認定事実を踏まえた、本件調査対象事項についての検討結果は、以下のとおりである。

(1) 役職員倫理規程における禁止行為との関係についての検討

まず、理研における役職員倫理規程において、一定の行為が禁止されており、五神理事長が本件講座体験に参加したことが、当該禁止されている行為に該当するかを検討する。

役職員倫理規程においては、理研の役職員は、「利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受け」、また、「利害関係者から供応接待を受けること」がそれぞれ禁止されている（役職員倫理規程第3条第4項、第6条第1項第4号、第6号）。

そして、役職員倫理規程において、「利害関係者」とは、同規程第3条第4項において、次のように定義されている。

> ４　この規程において、「利害関係者」とは、役職員が職務として携わる次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、役職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は役職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として理事長が定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。
> （１）承認等をする業務　当該承認等を受けて事業を行っている事業者等、当該承認等の申請をしている事業者等又は個人（前項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該承認等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
> （２）検査をする業務　当該検査を受ける事業者等又は特定個人
> （３）不利益処分をする業務　当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
> （４）研究所が所掌業務の範囲内において一定の業務目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって、処分に該当しない業務　当該指導等により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

（５）研究所が締結する契約に関する業務　契約を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等及び契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

この点、本件講座体験実施日時点又はそれ以降において、理研は、吉崎氏、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座、日本化粧品協会及び東京大学大学院医学系研究科・医学部皮膚科のいずれの当事者との間においても、共同研究契約を締結していない。また、当該実施日時点又はそれ以降に投稿された、吉崎氏が共著者とされている理研所属の研究者との論文は存在するものの、東京大学大学院医学系研究科・医学部皮膚科から研究用の臨床検体の提供があったことから、吉崎氏が共著者となっているものに過ぎない。ちなみに、本件講座体験実施日より前の 2024 年 1 月に、東京大学、社会保険中京病院、日本医科大学をはじめとする多数の研究機関との研究成果発表を行った際、共同研究グループとして発表した数多くのメンバーの中に、吉崎氏が含まれていたものの、その後個別の共同研究がなされている事実は認められない。よって、理研と吉崎氏との間で何らかの共同研究がなされた事実も認められない。

したがって、吉崎氏、引地氏及び日本化粧品協会は、本件講座体験実施日時点において、役職員倫理規程第 3 条第 4 項各号のいずれにも該当せず、役職員倫理規程にいうところの「利害関係者」には該当しないものと考えられる。

さらに、当日の本件講座体験の内容は、吉崎氏からの自己の研究に係る説明並びに眉毛スタイリング、フェイシャルエステ、パーソナルカラー診断及びメイク教室（五神理事長はメイク教室を体験していない。）に過ぎず、あくまで東京大学構内の本件 160 号実験室において、研究活動の一環として行われたものと認められ、そもそも役職員倫理規程で禁止される「供応接待」には該当しない。くわえて、役職員倫理規程でいうところの「無償で役務の提供を受けること」とは、その目的からして、通常有償で提供されるべき役務の提供を無償で受けることと解釈されるのであって、研究活動の一環として無償で行われるいわゆる講座体験のようなものは、これに該当しないものと考えられる。

したがって、本件講座体験は、役職員倫理規程にいうところの「供応接待」にも「無償で役務の提供を受けること」のいずれにも該当しないものと考えられる。

以上より、五神理事長が本件講座体験に参加したことは、役職員倫理規程における上記禁止行為のいずれにも該当せず、役職員倫理規程違反とはならないものと考えられる。

(2) 本件講座体験への参加の位置付けと共同研究へのつながりについての検討

つぎに、五神理事長が、本件講座体験に対価の支払いを行うことなく参加したことが、不正の報酬としての利益となり、吉崎氏、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座、日本化粧品協会及び東京大学大学院医学系研究科・医学部皮膚科のいずれかの当事者と理研との間での共同研究につながったかについて検討する。

この点、本件講座体験実施日時点又はそれ以降において、理研は、吉崎氏、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座、日本化粧品協会及び東京大学大学院医学系研究科・医学部皮膚科のいずれの当事者との間においても、共同研究契約を締結していない。また、当該実施日時点又はそれ以降に投稿された、吉崎氏が共著者とされている理研所属の研究者との論文は存在するものの、東京大学大学院医学系研究科・医学部皮膚科から研究用の臨床検体の提供があったことから、吉崎氏が共著者となっているものに過ぎず、一方、本件講座体験実施日より前の 2024 年 1 月に、東京

大学、社会保険中京病院、日本医科大学をはじめとする多数の研究機関との研究成果発表を行った際、共同研究グループとして発表した数多くのメンバーの中に、吉崎氏が含まれているものの、その後個別の共同研究がなされている事実は認められない。よって、理研と吉崎氏との間で何らかの共同研究がなされた事実も認められない。

また、繰り返し述べているとおり、本件講座体験の内容は、あくまで東京大学構内の本件160号実験室において、研究活動の一環として行われたものと認められ、そもそも「不正の報酬としての利益」には該当しない。

以上より、五神理事長が、本件講座体験に対価の支払いを行うことなく参加したことが、不正の報酬としての利益となり、吉崎氏、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座、日本化粧品協会及び東京大学大学院医学系研究科・医学部皮膚科のいずれかの当事者と理研との間での共同研究につながったとの事実は認められない。

(3) 本件該当記事についての検討

最後に、本件該当記事（『』内に記載のものは記事原文）について検討した結果は、以下のとおりである。

ア　本件該当記事の次の箇所についての検討

＜本件該当記事の内容＞

『東大エロ接待汚職に新展開！贈賄業者が独占告白　「私は東大前総長五神真をエステ接待した」』との見開きページの上部4割程度に配置された大きな見出し。

なお、当該見出しの左側には、女性が接待する飲食店で撮影されたと思われる、収賄容疑で逮捕された、佐藤氏が、女性の胸元あたりで、手で何かを行っていることがうかがえる写真（以下「女性と向かい合わせ位置の佐藤氏写真」という。）及び次の文字列（以下「ソープ関連文書」という。）が配置されている。

『7/26以降のソープは、まだ何時に行
くか決めていませんでしたが、以下で
お願い出来ますでしょうか？
6/28（金）11:00-(ソ)、18:00-（■■■）
7/12（金）13:30-(ソ)、18:00-（■■■）
7/26（金）11:00-(ソ)、18:00-（■■■）
ソープをおねだり』

※注：記事中では、横に並んだ■の間に隙間はなく長方形型の黒塗りとなっている。

また、その右隣には、『数十万円にも及ぶ領収書の数々』との付記とともに何らかの5枚程度の領収書と思しき写真が配置されている。

さらに、見開き右側のページの右端には、『逮捕された佐藤教授』との付記がなされた佐藤氏の大きな写真及び同程度の大きさの、『五神前総長』との付記がなされた五神理事長の写真が配置されている。

＜検討＞

本件講座体験の内容は、吉崎氏からの自己の研究に係る説明並びに眉毛スタイリング、フェイシャルエステ、パーソナルカラー診断及びメイク教室（五神理事長はメイク教室を体験していな

い。）に過ぎず、また、あくまで東京大学構内の本件160号実験室において、研究活動の一環として行われたものであった。

しかしながら、当該記事（見出し部分）には、「東大エロ接待汚職に新展開！」、女性と向かい合わせ位置の佐藤氏写真、ソープ関連文書とともに、「私は東大前総長五神真をエステ接待した」との記載がなされており、当該見出しを見た者において、あたかも、五神理事長が、性接待を伴う「エステ」の接待、少なくとも通常有償で提供されている「エステ」の接待を「民間業者」から受けたかのような誤解を生む内容となっている。これは、事実に反する極めて不当な内容である。

イ　本件該当記事の次の箇所についての検討

＜本件該当記事の内容＞

『伝統の赤門から5分ほど進むと、東京大学の中でも最高峰の教育研究機関である医学部の研究室に行きつく。接待の“ターゲット”がここを訪れたのは2024年9月7日のことだった。
接待代を負担したのは、一般社団法人「日本化粧品協会」の引地功一氏。先月、東大教授への贈賄容疑で書類送検された男性だ。そしてサービスを受けたのは、東大の前総長だった――。』

『事件になった案件以外に、引地氏が記者に打ち明けていたのが、最高幹部にまで根を張る、接待体質だった。「吉崎氏の提案を受け、これまで東大内の様々な人を接待し、支払いを肩代わりしてきた。その中には、東大総長まで務めた五神真氏もいます。組織のトップですら、接待や利益供与を受けることに、違和感を覚える様子はなかった」（引地氏）』
との記載

＜検討＞

本件講座体験の内容は、吉崎氏からの自己の研究に係る説明並びに眉毛スタイリング、フェイシャルエステ、パーソナルカラー診断及びメイク教室（五神理事長はメイク教室を体験していない。）に過ぎず、また、あくまで東京大学構内の本件160号実験室において、研究活動の一環として行われたものであった。

また、費用についても、社会貢献の一環として実施しているものであり、費用は頂いていないとの吉崎氏からの説明を受けていたものであった。大学の研究において営利目的の有償サービスは行い得ないことから、五神理事長において「接待」を受けた認識はなかった。そして、吉崎氏としては、「社会貢献」とは、「大学内においては福利厚生、社会においては人の健康寿命、はりあいのある人生、ということに資するため」との趣旨で述べたものであって、吉崎氏としても本件講座体験への勧誘が「接待」であるとの認識は全くなかった。実際、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座は、東京大学が、「東京大学社会連携講座等に関する規則」に基づき、日本化粧品協会及び日本中小企業団体連盟と連携して設置したものであるところ、本件講座体験は当該社会連携講座の活動の一部として行われている以上、営利行為ではあり得ず、料金を徴収するような性質のものではない。

しかしながら、当該記事では、「接待代を負担」、「サービスを受けたのは」、「様々な人を接待し、支払いを肩代わりしてきた」、「その中には、東大総長まで務めた五神真氏もいます。組織のトップですら、接待や利益供与を受けることに、違和感を覚える様子はなかった」、などの記載がなされており、本件該当記事の見出し部分を併せて読めば、当該記事を見た者において、あたか

も五神理事長が営利目的で提供されている「サービス」である「エステ」サービスに係る接待を受けたかのような誤解を生む内容となっている。これは、事実に反する不当な内容である。

さらに、社会連携講座の経費の取扱いについては、東京大学が制定する「東京大学社会連携講座等に関する規則」などで規定されており、仮に社会連携講座における費用の精算が必要な場合には、社会連携講座の活動経費の範囲内において、（活動経費を負担する民間等外部の機関ではなく）東京大学が調達先業者等への支払いを行う等して精算を行うこととされていた。しかも、五神理事長は、本件講座体験について、引地氏又は日本化粧品協会が費用を直接負担しているという説明は受けておらず、引地氏を紹介もされておらず、同氏とは直接の関係もない。

しかしながら、当該記事では、「接待代を負担したのは、「日本化粧品協会」の引地功一氏」とし、引地氏について、「先月、東大教授への贈賄容疑で書類送検された男性だ。」とすることにより、上記「サービス」について、引地氏が直接費用負担を行ったこと、五神理事長が引地氏と何らかの関係があり、本件講座体験に参加したことが引地氏からの贈賄に該当する可能性があることを読み手に印象付けるような書きぶりとなっている。

この点、本件講座体験への参加費用を日本化粧品協会又は引地氏が直接負担した可能性はあるものの、仮にそのような負担があったとすれば、「東京大学社会連携講座等に関する規則」等に反するものであり、また、五神理事長としては、「接待」を受けた認識などなく、吉崎氏としても本件講座体験への勧誘が「接待」であるとの認識は全くなかった。さらに、五神理事長は「東京大学社会連携講座等に関する規則」等に反する取扱いがなされることなど知る由もない。これらのことなどからすれば、少なくとも、当該記事内容は、誤導的であり、不適切なものである。

ウ　本件該当記事の次の箇所についての検討

＜本件該当記事の内容＞

『五神氏は東京大学理学系研究科長、理学部長などを歴任後、2015～21 年の 6 年間にわたり、第 30 代東京大学総長を務めた。初の大学債を発行するなどユニークな大学経営が注目された。22 年から今に至るまで、国立研究開発法人理化学研究所の理事長である。』との記載

＜検討＞

当該記事の内容は事実であると認められる。

エ　本件該当記事の次の箇所についての検討

＜本件該当記事の内容＞

『東大とヤーマンの共同研究 この五神氏が接待を受けたのが、冒頭の場面だ。証言をもとに再現しよう。 東大医学部の研究室。皮膚の凹凸や乾燥などを測定する専門機材が揃った室内の一角は、ゆったりとした白いソファが並び、美容サロンさながらの洒落た空間にリフォームされている。五神夫妻を待っていたのは、専門店を構えるエステティシャンや、テレビ番組への出演経験もあるパーソナルカラー診断士に、メイクアップアーティスト。五神氏はソファに深く腰かけ、フェイシャルエステと眉のスタイリングを受けたあと、自らの骨格やパーソナルカラーの診断を興味深げに聞いた。』との記載

＜検討＞

まず、当該記事においては、「東大とヤーマンの共同研究」との見出しが付けられた直後より、五神理事長に関する本件講座体験に係る記事が記載されており、「東大とヤーマンの共同研究」と五神理事長の本件講座体験への参加との間に何らかの関係があることを推認させる構成になっている。しかしながら、「東大とヤーマンの共同研究」と本件講座体験とは何らの関係もなく、当該見出しは、誤導的であり、不適切なものである。

また、本件講座体験の内容は、吉崎氏からの自己の研究に係る説明並びに眉毛スタイリング、フェイシャルエステ、パーソナルカラー診断及びメイク教室（五神理事長はメイク教室を体験していない。）に過ぎず、また、あくまで東京大学構内の本件160号実験室において、研究活動の一環として行われたものであった。

つぎに、本件160号実験室の手前部分は美容室のような体験スペースにしつらえてあるものの、奥側は実験室（実験道具、資料、段ボールなどが無造作に置かれており、薬剤などの保管庫なども置かれている状況）で、体験スペースと奥側の実験室とはガラスの仕切りで隔てられており、実験室と体験スペースとの間に別途出入り口が設置されている。体験スペースからは奥側の実験室が丸見えの状態であって、本件160号実験室は特段華美なものとは認められない。

ちなみに、五神理事長及び五神夫人が本件講座体験に参加している最中、奥側の実験室から体験スペースを通って本件160号実験室の外に研究員が出入りしている状況であった。仮に有償のエステサービスであれば、接客中に奥側の実験室から体験スペースを通って本件160号実験室の外に研究員が出入りする状況であることは通常あり得ない。

しかしながら、当該記事においては、「ゆったりとした白いソファが並び、美容サロンさながらの洒落た空間にリフォームされている。五神夫妻を待っていたのは、専門店を構えるエステティシャンや、テレビ番組への出演経験もあるパーソナルカラー診断士に、メイクアップアーティスト。五神氏はソファに深く腰かけ、・・・」などと、実際よりも高級・優良なものであるかのように誇張した情景描写がなされており、また体験を受ける場合には椅子に深く腰掛けることは当然であると言えるところ、あえて実際よりも高級・優良なものであるかのように誇張する表現となっていることなどからしても、当該記事内容は、誤導的であり、不適切なものである。

オ　本件該当記事の次の箇所についての検討

＜本件該当記事の内容＞

『妻は、さらにメイク講座も追加。』との記載

＜検討＞

「メイク教室」の受講については当初から吉崎氏よりパッケージで提案がなされたものであり、五神夫人が追加を依頼したものではない。

よって、当該記事内容における五神夫人が追加を要求したかのような記載は事実に反するものであり、不当である。

カ　本件該当記事の次の箇所についての検討

＜本件該当記事の内容＞

『朝9時から4時間がかりの“美のフルコース”を堪能した2人は、スタッフに見送られながら、研究室を後にした。』との記載

＜検討＞

本件講座体験の内容は、吉崎氏からの自己の研究に係る説明並びに眉毛スタイリング、フェイシャルエステ、パーソナルカラー診断及びメイク教室（五神理事長はメイク教室を体験していない。）に過ぎず、また、本件講座体験はあくまで東京大学構内の本件160号実験室において、研究活動の一環として行われたものであった。

そして、吉崎氏の研究に係る説明が30分程度あったことからすれば、本件講座体験における体験部分は長くても2時間30分程度であった。

しかしながら、当該記事においては、「朝9時から4時間がかりの“美のフルコース”を堪能した」などと記載されており、当該記事を見た者において、あたかも、五神理事長及び五神夫人が、通常は有償で提供される4時間もの「エステ」のトータルコースの接待を受けたかのような誤解を生む内容となっている。

よって、当該記事内容は、本件講座体験の時間について事実に反し、また、その他の記載箇所についても明らかに誇張であって、誤導的であり、不適切なものである。

キ　本件該当記事の次の箇所についての検討

＜本件該当記事の内容＞

『この「エステ接待」は、引地氏によると、医学部内に置かれた連携講座の研究室に、プロの美容集団を呼び、費用を化粧品協会が負担した上で、その施術を受けてもらうというもの。』との記載

＜検討＞

本件講座体験の内容は、吉崎氏からの自己の研究に係る説明並びに眉毛スタイリング、フェイシャルエステ、パーソナルカラー診断及びメイク教室（五神理事長はメイク教室を体験していない。）に過ぎず、また、あくまで東京大学構内の本件160号実験室において、研究活動の一環として行われたものであった。

しかしながら、当該記事は「エステ接待」と表現されている点において、事実に反するもの、あるいは、少なくとも誤導的であり不適切なものである。

また、五神理事長は、吉崎氏から、費用については社会貢献の一環として実施しているものであって頂いていないとの説明を受けていたものであった。大学の研究において営利目的の有償サービスは行い得ないことから、五神理事長において「接待」を受けた認識はなかった。そして、吉崎氏としては、「社会貢献」とは、「大学内においては福利厚生、社会においては人の健康寿命、はりあいのある人生、ということに資するため」との趣旨で述べたものであって、吉崎氏には本件講座体験への勧誘が「接待」であるとの認識は全くなかった。

さらに、社会連携講座の経費の取扱いについては、東京大学が制定する「東京大学社会連携講座等に関する規則」などで規定されており、仮に社会連携講座における費用の精算が必要な場合には、社会連携講座の活動経費の範囲内において、（活動経費を負担する民間等外部の機関ではなく）東京大学が調達先業者等への支払いを行う等して精算を行うこととされていた。しかも、五

神理事長は、本件講座体験について、引地氏又は日本化粧品協会が費用を直接負担しているという説明は受けておらず、引地氏を紹介もされておらず、同氏とは直接の関係もない。

しかしながら、当該記事では、「費用を化粧品協会が負担した」とし、「エステ」について、日本化粧品協会が直接費用負担を行ったことを指摘する内容となっている。

この点、本件講座体験への参加費用を日本化粧品協会又は引地氏が直接負担した可能性はあるものの、仮にそのような負担があったとすれば、「東京大学社会連携講座等に関する規則」等に反するものであり、また、五神理事長としては、「接待」を受けた認識などなく、吉崎氏としても本件講座体験への勧誘が「接待」であるとの認識は全くなかった。さらに、五神理事長は「東京大学社会連携講座等に関する規則」等に反する取扱いがなされることなど知る由もない。これらのことなどからすれば、少なくとも、当該記事内容は、誤導的であり、不適切なものである。

ク　本件該当記事の次の箇所についての検討

＜本件該当記事の内容＞

『五神氏からの見返りを期待して、吉崎氏が引地氏に接待を持ち掛ける2通のメッセージが生々しく残る。

〈ところで先程、元東大総長で現理化研理事長の五神先生の奥様に、ばったりお会いしました。大学のすぐ近くにお住まいなので、160号室を体験頂ければと思っているのですが、如何でしょうか？〉

〈五神先生は理化研の理事長ですし、我々がカンナビノイド研究を進めていくときに役に立って下さるでしょうし、私達に利すると思っております〉

提案に応じた引地氏に対し、日程交渉を進めた吉崎氏はこうも連絡している。

〈こんな感じでメール文面を考えています。「メニューとしましては、眉毛パーマ・フェイシャルエステ・パーソナルカラー診断・メイク教室となっております。いずれも芸能人などを顧客に持つ、専門のプロがご対応させて頂きます。（略）、諸々楽しんで頂けると良いな……と望んでおります。〉（24年6月）

こうして決まったのが、9月7日の日程だった。

「五神氏は夫婦2人で研究室を訪れ、施術を楽しまれていました。その日のうちに吉崎氏から『五神先生と奥様より御礼のメールを頂きました。お2人とも喜んでおられましたし、理化学研究所との新たな共同研究も進められそうです』とメールがあった。理化学研究所ですら、こういう付き合いで研究方針が決まっていくのかと、改めて驚かされました」（引地氏）』との記載

＜検討＞

本件講座体験の内容は、吉崎氏からの自己の研究に係る説明並びに眉毛スタイリング、フェイシャルエステ、パーソナルカラー診断及びメイク教室（五神理事長はメイク教室を体験していない。）に過ぎず、また、あくまで東京大学構内の本件160号実験室において、研究活動の一環として行われたものであった。

しかしながら、当該記事では「接待」と表現されている点、事実に反するもの、あるいは、少なくとも誤導的であり不適切なものである。

また、五神理事長は、あくまで、研究熱心な人物である吉崎氏の研究について激励するつもりで、本件講座体験に参加し、本件講座体験当日も、また、五神理事長9月7日付けメールにおいても、研究に関する感想やコメントを述べていることが認められる。

この点に関して、吉崎氏は、引地氏に対して、当該記事における趣旨の連絡を行っていたことが認められ、また、五神理事長から吉崎氏に対し、五神理事長9月7日付けメールにより、「理化学研究所にも、創薬の開発やそのための基礎研究にかかわる施設や研究者がおりますので、何かご協力できることがあればご連絡ください。」との申し出はなされているものの、当該メールは客観的かつ一般的な内容のものであることに加え、実際にも、本件講座体験実施日以降において、理研は、吉崎氏、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座、日本化粧品協会及び東京大学大学院医学系研究科・医学部皮膚科のいずれの当事者との間においても、共同研究契約を締結していない。さらに、本件講座体験への参加以降、吉崎氏から五神理事長宛てに送付された電子メールは吉崎氏9月8日付けメールの1通のみであり、吉崎氏から五神理事長宛てにその後何らの連絡もされていないことなどからすれば、五神理事長が理研の理事長として、吉崎氏、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座、日本化粧品協会及び東京大学大学院医学系研究科・医学部皮膚科に対して、不正ないし不当な便宜を図る意図はないことが認められる。

そうであるにもかかわらず、上記記事は、あたかも、五神理事長が、理研の理事長として、本件講座体験への参加の見返りに、吉崎氏や当該社会連携講座に対して、不正ないし不当な便宜を図るかのような誤解を生む内容となっており、事実に反する不当な内容である。

ケ　本件該当記事の次の箇所についての検討

＜本件該当記事の内容＞

『かかった費用は〈メイク・眉スタイリング代〉が二万四千百二十円など、総額で五万円弱。これも無論、引地氏側が全て支払った。』との記載。
なお、当該記載がなされたページのすぐ隣のページには、日本化粧品協会宛ての「領収書」と題する書面2通が掲載され、その横に『エステ代を全部ゴチに』との見出しが添えられている。当該領収書のうち1通には「日本化粧品協会御中　但し書き　メイク・眉スタイリング代として　合計金額24,120-　上記、正に領収いたしました。内訳　メイク・眉サービス人件費（■■・■■）※五神夫妻　メイク／眉スタイリング・まつげパーマ　数量　2　単価10,000円」などと、もう1通には「一般社団法人日本化粧品協会 御中　件名：五神ご夫妻　パーソナルカラー・骨格スタイル分析施術代金　下記のとおり領収いたしました。　領収金額￥13,486-」などと記載されている（※「■」部分は黒塗りがなされている部分である。）。

＜検討＞

本件講座体験の内容は、吉崎氏からの自己の研究に係る説明並びに眉毛スタイリング、フェイシャルエステ、パーソナルカラー診断及びメイク教室（五神理事長はメイク教室を体験していない。）に過ぎず、あくまで東京大学構内の本件160号実験室において、研究活動の一環として行われたものであった。

また、費用についても、本件講座体験は社会貢献の一環として実施しているものであり、費用は頂いていないとの吉崎氏からの説明を受けていたものであって、大学の研究において営利目的の有償サービスは行い得ないことから、五神理事長において「接待」を受けた認識はなかった。

そして、吉崎氏としては、「社会貢献」とは、「大学内においては福利厚生、社会においては人の健康寿命、はりあいのある人生、ということに資するため」との趣旨で述べたものであって、吉崎氏としても本件講座体験への勧誘が「接待」であるとの認識は全くなかった。実際、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座は、東京大学が、「東京大学社会連携講座等に関する規則」に基づき、日本化粧品協会及び日本中小企業団体連盟と連携して設置したものであるところ、本件講座体験は当該社会連携講座の活動の一部として行われている以上、営利行為ではあり得ず、料金を徴収するような性質のものではない。ちなみに、五神理事長は、「メイク」や「まつげパーマ」を体験していない。それにもかかわらず、「数量　2」「単価　10,000円」としている点で事実に反しており、領収書の正確性・成立の真正にも疑義が生じるものである。

さらに、仮に社会連携講座における費用の精算が必要な場合には、本来、「東京大学社会連携講座等に関する規則」に基づき、社会連携講座の活動経費の範囲内において、（活動経費を負担する民間等外部の機関ではなく）東京大学が調達先業者等への支払いを行う等して精算を行うことになることになっていたことに加え、五神理事長は、本件講座体験について、引地氏又は日本化粧品協会が費用を直接負担しているという説明は受けておらず、引地氏を紹介もされておらず、同氏とは直接の関係もない。

しかしながら、当該記事では、「引地氏側が全て支払った」とし、「メイク・眉スタイリング代」等について、日本化粧品協会又は引地氏が直接費用負担を行ったことを指摘する内容となっている。

この点、本件講座体験への参加費用を日本化粧品協会又は引地氏が直接負担した可能性はあるものの、仮にそのような負担があったとすれば、「東京大学社会連携講座等に関する規則」等に反するものであり、また、五神理事長としては、「接待」を受けた認識などなく、吉崎氏としても本件講座体験への勧誘が「接待」であるとの認識は全くなかった。さらに、五神理事長は「東京大学社会連携講座等に関する規則」等に反する取扱いがなされることなど知る由もない。これらのことなどからすれば、少なくとも、当該記事内容は、誤導的であり、不適切なものである。

コ　本件該当記事の次の箇所についての検討

＜本件該当記事の内容＞

『理化学研究所に、接待の経緯などについて問い合わせると、エステ施術を受けたことなどは認めた上で、「（理研の）意思決定の公正性に問題がある事象とは承知しておりませんが、念のため、外部有識者による検証を実施します」とした。』』との記載

＜検討＞

本件講座体験の内容は、吉崎氏からの自己の研究に係る説明並びに眉毛スタイリング、フェイシャルエステ、パーソナルカラー診断及びメイク教室（五神理事長はメイク教室を体験していない。）に過ぎず、あくまで東京大学構内の本件160号実験室において、研究活動の一環として行われたものであった。

また、費用についても、本件講座体験は社会貢献の一環として実施しているものであり、費用は頂いていないとの吉崎氏からの説明を受けていたものであって、大学の研究において営利目的の有償サービスは行い得ないことから、五神理事長において「接待」を受けた認識はなかった。そして、吉崎氏としては、「社会貢献」とは、「大学内においては福利厚生、社会においては人の

健康寿命、はりあいのある人生、ということに資するため」との趣旨で述べたものであって、吉崎氏としても本件講座体験への勧誘が「接待」であるとの認識は全くなかった。

くわえて、文藝春秋質問書に対し、理研は、理研回答書により「2024年9月7日土曜日に五神及びその配偶者（以下、五神夫人）の２名が東京大学病院を訪れたことは事実です。吉崎歩氏と五神夫人とは、東大病院における過去の治療の関係で面識があり、「講座体験」について五神夫人にメールで誘いがあったという経緯になります。五神は「講座体験」が東大病院における研究活動に関する紹介と認識し、訪問したものです。その際、施術体験の一環として、実施内容のデモンストレーションを一回、受けたとの認識です。」と回答した。

しかしながら、当該記事では、「接待の経緯など」と表現し、あたかも五神理事長が不正な目的の「接待」を受けたことを読み手に印象付けるかのような書きぶりとなっていることに加え、理研からの回答内容を意図的に「エステ施術を受けたことなどは認めた上で」とまとめてしまっていることからすれば、当該記事内容は、誤導的であり、不適切なものである。

第3　結論

以上述べてきたとおり、五神理事長が本件講座体験に参加したことは、理研の役職員倫理規程において禁止されている、利害関係者から又は利害関係者の負担により無償で役務の提供を受けたり、利害関係者から供応接待を受けることには該当せず、役職員倫理規程違反とはならないものと考えられる。

また、五神理事長が、本件講座体験に対価の支払いを行うことなく参加したことが、不正の報酬としての利益となり、吉崎氏、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座、日本化粧品協会及び東京大学大学院医学系研究科・医学部皮膚科のいずれかの当事者と理研との間での共同研究につながったとの事実は認められない。

そして、本件該当記事の内容は、その多くが、事実に反する不当な内容、あるいは、事実に反するとまでは言えないものの、誇張があり誤導的で不適切なものである。

したがって、株式会社文藝春秋による本件該当記事の頒布ないし公衆送信は、理研ないし五神理事長の社会的評価を低下させて名誉を棄損するものであって、不当である。

なお、報道機関は、国民の知る権利に応えるという極めて重要な役割がある一方で、社会的に大きな影響力を有しているため、報道を行うにあたっては常に公正・中立な姿勢を維持し、厳格な事実確認を行うことが求められているというべきである。当該報道機関は、社会におけるその公器としての責務を重く受け止める必要がある。

以　上